

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ドルフィン）
発生日時	平成29年9月10日 16時00分ごろ
発生場所	京浜港川崎区第1区JXTGエネルギーB-1ドルフィン 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位333° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 31.3′ 東経139° 46.0′）
事故の概要	ケミカルタンカーSEVEN PHOENIXは、着岸作業中、ドルフィンに衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー SEVEN PHOENIX（パナマ共和国籍）、1,930 トン 9362798（IMO番号）、PINE TANKER S.A.
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、免状不詳 水先人、東京湾水先区一級水先人免状
負傷者	なし
損傷	本船 左舷中央部から船尾部にかけての外板に擦過傷 ドルフィン コンクリート部及び防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか12人（大韓民国籍2人、フィリピン共和国籍10人）が乗り組み、水先人が水先業務に当たり、‘JXTGエネルギー200号地第3棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に入船右舷着けする予定で大師運河を北北西進し、同運河から東北東方に延びる泊地の入口付近に位置する右舷側の本件棧橋に接近した。</p> <p>本船は、本件棧橋の西方165m付近で左舷錨を投錨し、約2～3ノットの対地速力で右舵一杯として右回頭中、大師運河航行時に約5m/sであった風が急に約10m/sに変わり、本件棧橋の対岸にある‘JXTGエネルギーB-1ドルフィン’（以下「本件ドルフィン」という。）側に圧流された。</p> <p>本船は、水先人が左舷船尾付近でタグラインを取って伴走していたタグボートに左舷船尾を押させたものの、本件ドルフィンに衝突した。</p> <p>本件ドルフィンと本件棧橋との距離は、約100mであった。</p> <p>本船は、バウスラストを装備していなかった。</p> <p>神奈川県内には、本事故当時、風に関する防災気象情報は発表されていなかった。</p>

<b>分析</b>	本船は、本件棧橋に入船右舷着けする予定で着岸作業中、風力5の突風に圧流されたことから、本件棧橋の対岸にある本件ドルフィンに衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、本件棧橋に入船右舷着けする予定で着岸作業中、風力5の突風に圧流されたため、本件棧橋の対岸にある本件ドルフィンに衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操船者は、風、波、潮流等の向きや強さの変化に留意し、余裕をもった着岸操船を行うこと。